

J R 東海労申第 1 2 号
2 0 2 1 年 1 0 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

2 0 2 1 年度年末手当に関する申し入れ

会社は協約改訂交渉の回答時に「新型コロナウイルス感染症の発生を受けた、外出及び移動の自粛等の影響により、引き続き厳しい経営状況が続いている。運輸収入は前年比で増加したものの、依然と低水準である。」と挨拶を行ったが、その一方で、無駄な投資とも言えるリニア建設の続行や、株主配当の増額はもとより、役員報酬のほんの僅かな減額などその「覚悟」の程はしれている。

新型コロナウイルス禍の状況の中で、組合員、社員はコロナウイルス感染に怯えながら、何ら平素と変わることなく仕事をし、安全安定輸送を担ってきた。そのような組合員、社員への赤字のしわ寄せを J R 東海労は断じて許さない。

会社も認識しているように、旅客も一時と比べ増加傾向にある。そして、何よりも、この間の社員の苦勞によって積み上げられてきた多大な内部留保金もあり、夏季手当のように年末手当を減額することは認められない。逆に、このような時だからこそ組合員、社員への期待も含めて年末手当を支給すべきである。

以上のことから、会社は真摯に現場社員の苦勞に応え、下記の申し入れの通り、満額の回答をすること。

記

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の 3. 5 ヶ月分とすること。
また、専任社員にはプラス 5 0, 0 0 0 円を支給すること。
2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。
3. 回答は 1 1 月 4 日（木）までに行うこと。
4. 支払いは 1 2 月 6 日（月）までに行うこと。

以 上